

平成18年9月11日（月）

（午前9時30分 開議）

○議長（上田順康君）おはようございます。

ただ今の出席議員数は32人で定足数に達しております。

○議長（上田順康君）これより本日の会議を開きます。

○議長（上田順康君）この際、報告いたします。

市長から平成18年9月7日付、橋総第86号をもって追加議案3件が送付されました。議案はお手元に配付いたしております。これを今会期中にご審議願いたいと思います。

以上で報告を終わります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上田順康君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において23番 富岡君、24番 上久保君、32番 井上君の3人を指名いたします。

#### 日程第2 一般質問

○議長（上田順康君）日程第2 一般質問を行います。

今回の一般質問の通告者は25人であります。

質問は会議規則第62条の規定により、別紙順序により発言を許します。

順番1、1番 中上君。

〔1番（中上良隆君）登壇〕

○1番（中上良隆君）おはようございます。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

3月に合併し、早くも6カ月が経過いたしました。橋本市もご他聞に漏れず、行財政改革をやらなければどうしようもない状態でございます。そんな中で、木下市長は、職員の意識改革を促すため、自ら率先して現場に立ち、現場第一主義を貫き、良い意味において木下イズムが着々と浸透しつつあるのではないかと私は思っております。しかし、行財政改革は削減することだけでなく、現況の中で歳入に目を向け、確実に徴収をする努力が必要であると思います。

そんな中の一つとして、市営住宅についてお尋ねいたします。合併までは窓口で入居申し込みを受け付け、入居審査委員会で入居者を選考決定されておりました。しかし、この方法については、私はいささか疑問を抱いておりました。しかし、合併後は入居希望者による公開抽選で入居者を決定するシステムに変更されました。この方法は、平等かつ公平な方法で、とても良い方法であると思っております。

そこで、市営住宅の管理についてお伺いいたします。

1番目、現在の入居状況と入居待機者がいるのか。

2番目、家賃の滞納はないのか。あれば、滞納件数と滞納合計金額を。

3番目、管理条例第20条で、家賃の3カ月分の範囲内で敷金を徴収することができるかとありますが、また、その敷金を運用することができるかとあります。敷金徴収合計金額と敷金は運用されているのか。

4番目、市営住宅の譲渡を考えているのか、また譲渡する場合、譲渡を受けられる条件は。

五つ目、現在まで住宅明け渡し請求をした

ことがあるのか、あれば件数と理由をお聞かせください。

以上、5件お伺いいたします。

次に、介護予防対策についてお尋ねいたします。新橋本市の人口は、3月末現在6万9,741人、65歳以上の高齢者人口は1万4,231人となり、今は高齢化率20.4%で全国平均並みであります。しかし、平成27年度には27.6%となり、4人に1人以上が高齢者という超高齢社会を迎えると予測されております。

高齢者福祉事業は多岐にわたりますが、私は、今回、介護予防対策についてお尋ねいたします。橋本さわやか長寿プラン21計画が策定されました。その中で、高齢者にとっては、健康な生活習慣の維持を図り、それぞれが持っている機能を高めることによって、生き生きと活動的な生活を送れる85歳となるように、保健・福祉・医療をはじめ、生涯学習・スポーツ、就労、地域での交流等、行政と地域が一体となって総合的な介護予防対策に取り組むことが必要となっております。その中で、健康について不安なことのアンケートの結果、寝たきりになること、運動不足と感じていると答えた方が非常に多いのが特徴であります。それで具体的にどのようなサービス等による支援をするのかお尋ねいたします。

次に、原田小峰台線についてお尋ねいたします。

その前に、通告書では「防犯燈」とありますが、「街灯」に訂正願います。

原田小峰台線が車道2車線、そして広い両側歩道で開通し、橋本市民病院へのアクセスが大変よくなり、市民病院の外来患者の増にもつながっております。この原田小峰台線の広くて長い歩道を利用し、ジョギングやウォーキングをする市民の方が日に日に増えております。しかし、広くて2.7kmと長いこの歩道

には、1基の街灯もなければ街路樹もありません。なぜなのかお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（上田順康君）1番 中上君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）皆さん、おはようございます。それでは、中上議員の一般質問にお答えをいたします。

介護予防対策についてのおただしでございますが、橋本さわやか長寿プラン21は、利用者の立場に立った実効性と継続性のある高齢者福祉の総合的な維持をめざし、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的なものとして策定をいたしております。中でも介護予防対策につきましては、最重要課題として取り組んでおります。

介護予防とは、いつまでも生き生きと自分らしく生きること、それを実現するための手だてであります。元気で生き生きとした生活を維持できるよう、病気の予防だけでなく、老化のサインをいち早く発見することが大切かと思っております。

橋本市は平成18年度において、和歌山県の介護予防モデル自治体として指定を受けております。重点事業の一つは、和歌山県が作成した和歌山いきいきパンフレットを利用した介護予防啓発教室です。自治会、老人クラブ等のご協力を得ながら、平成18年4月から8月末までに、市内12地域、約350名の方々に参加をいただき実施いたしました。大変皆さま方から好評を得ておるわけでございまして、過日も真土地区のある老人の方から「市長の手紙」ということで、「本当にうれしかった。もう10歳ぐらい若くなったような感じがする。これからもその運動なりお話をどんどん取り入れて、地域で一体となって広めてまいりた

い」というお礼の手紙をいただきました。私といたしましても大変うれしく2度反復を、読ませていただいた次第であります。

また、今年度中に少なくとも1,000人の方の参加を目標に地域へ出向き啓発を行う予定であります。

また、将来を見据えた介護予防事業、啓発等のために、シニアリーダーカレッジ橋本校というのがございまして、県からの委託を受けておるわけございまして、私はその校長を、名前だけの校長でありますけれども、務めておるところでございます。健康づくり応援学科を開講しておるわけでございますが、このカレッジでは高齢者が地域のリーダーとして活躍できる社会の実現をめざして、平成18年度においては34名受講していただいております。これも定期的に、私は開会のあいさつ程度にすぎないわけでございますが、みんな本当に胸を膨らまして、そして、それに受講されておるという光景を見させていただいて、本当にうれしく感動をいたしておるところでございますが、既に介護予防啓発教室のスタッフとしてお手伝いいただき、講義で学んだことを現場で実践していただくことが多くなってきてございますが、私もそれぞれ教わったことは地域へ持ち帰って、自分だけのものにするんじゃなくして、やはり近隣の皆さんも一体となって、こういうことを教わってきたよということを広く普及させていただきたいということを、その会議でもお話ししておるところでございます。

そうした歩行機能の向上等々いろいろございますが、運動機能向上事業として筋力トレーニング事業を平成16年度より実施してまいりました。平成17年度からは、和歌山型シニアエクササイズによる高齢者筋力トレーニング事業、元気ラリー教室を開催しております。これまで65名、平成17年度では40名、平成18

年度7月末までは25名の方の受講がございまして、今後、市教育文化会館、あるいは産業文化会館において3クルールの教室開催を予定いたしておるところであります。現在、これまで受講した方々に事後アンケートを行い、その効果、運動への関心、介護予防への関心、医療費の抑制があったのかどうかなど、集約を行っているところでございます。

また、さらに本年度は、介護予防モデル自治体として、和歌山県の支援を得ながら、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防等の事業をいたします。ご理解をよろしくお願い申し上げます。

なお、残余の件につきましては、担当参与から答弁をいたさせます。

○議長（上田順康君）建設部長。

〔建設部長（坂本信良君）登壇〕

○建設部長（坂本信良君）中上議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のご質問につきまして、平成18年5月末現在、市営住宅の管理戸数は928戸、入居戸数は823戸となっています。今年6月に8戸の空き家入居者募集を行ったところ、20名の応募があり、入居決定者は7名により、入居待機者は13名となっています。

2点目のご質問につきましては、平成17年度市営住宅使用料は、現年分9,817万9,700円、滞納分522万2,630円、合計1億340万2,330円の収入となっております。滞納件数は平成18年5月末現在192件、滞納額は5,719万700円の滞納が生じており、その滞納家賃の処理については住宅課職員が徴収を行っています。現在家賃滞納者に対しては、電話督促や督促状、催促状を送付するとともに、訪宅徴収を実施する中で、返還指導や夜間徴収等の徴収努力をいたしておりますが、今の経済情勢の悪化が改善されにくい状況において、徹底した滞納額の解消に至っていないのが現状です。今

後とも訪宅徴収のより一層の強化を図り、家賃納付の公平な負担を強く滞納者に求め、悪質滞納者に対しましては法的措置も視野に入れて、一層の滞納解消に務めてまいります。

3点目のご質問につきまして、敷金は歳入再計外現金として管理しております。平成18年3月1日現在、敷金は2,000万99万8,530円でございます。敷金は入居者からの一時預かり金的な性質のお金でありますので、今後とも運用については、より安全確実な方法を研究いたして運用するものと考えます。

4点目のご質問につきましては、合併後、新市の長期総合計画に整合を図った市営住宅ストック総合活用計画を作成した後において、各団地についての方向性が定まっておりますので、廃止することが確定した団地については譲渡を考えていきたいと考えております。入居者が入居中の市営住宅を譲渡する場合は、公営住宅法第44条第1項及び公営住宅施行令第12条の規定により、公営住宅または共同施設がその耐用年限の4分の1を経過した場合において、公営住宅を引き続き管理することが災害その他の理由により不相当となり、かつその敷地を公営住宅の敷地として保有する必要がなく、当該住宅が維持保全上適当であり、譲渡の対価が適切であると認められるときは、国土交通大臣の承認を得て譲渡することとなっております。

5点目のご質問につきましては、平成17年度以前において、4件の市営住宅の明け渡し請求をしたことがあります。その内容は1件目ですが、他に住居しながら市営住宅の返還に応じない、2件目として、不正入居、滞納をしたまま退去しまして、その滞納金の返還、それから3件目、家賃の不払いによる明け渡し、4件目につきましては、行方不明による明け渡しであります。市営住宅家賃滞納額が増加している現状でありますので、滞納整理

手続きの進め方を見直し、悪質な滞納者に対しましては法的措置を念頭に起きながら対応を進めてまいりたいと思っております。

次に、市道原田小峰台線は、橋本駅前中心市街地及び国道24号と林間田園都市とのアクセス道路として、平成8年度から平成15年度において施工された道路であります。道路計画概要は、道路区分第3種3級、延長2.7km、道路幅員14m、うち両側歩道幅員3.5mで計画されており、議員おただしの道路照明器具設置につきましては、旧建設省より設置基準の通知により連続照明と局部照明に区分されております。設置基準は連続照明の設置場所は日交通量2万5,000台以上の市街地の道路に原則として設置することとなっております、本路線は田園地帯と山間部を縦貫しておる道路で、設置基準に適合していないため設置していない状況にあります。また、局部照明は、原則として信号機の設置された交差点、または横断歩道等となっているところから、公安委員会との協議において、交通安全上必要な交差点について局部照明施設を設置しております。

次の街路樹の植栽については、道路緑化基準では道路分類により緑化目標が示されております。本路線は一般道路のうち地方部の一般道路に分類され、植栽地の基本配置は道路法面等を対象として行うこととなっておりますので、歩道部においては植栽計画をしなかつた経緯があります。今後、道路照明の増設及び植栽樹の設置等につきましては、交通状況及び沿道環境の推移を見ながら検討を加えてまいりたいと考えております。

○議長（上田順康君）1番 中上君、再質問ありますか。

1番 中上君。

○1番（中上良隆君）まず市営住宅について、お伺い、再質問させていただきます。

先ほどのお答えの中で、8戸20名の募集と

ということだったんですけども、今現在、空き部屋は何ぼぐらいあるんですかね。

それと、もう続けて言っておきます。普通は民間のアパートやったら、退去して部屋が空いたら、すぐ新しい方を入れる努力をするわけですよ。今、橋本市の場合であれば年2回ですか、入居の。だから、それが現実には待機者が13名もあって、普通の民間だったら本当に募集するのに難儀するんですよ。ただ、市営住宅の場合やったら、まだこないして待機者が13名もいる中で、何で年に2回の入居しかとらないんか、それについてお聞かせ願います。

○議長（上田順康君）建設部長。

○建設部長（坂本信良君）空き室でございますけれども、空き室については新市において105戸の空き室があります。そのうち政策空き家、これは建て替え計画があることを前提において修繕ができないような部屋につきましては、政策空き家という形で残しておるわけでございますけれども、その軒数が40戸。ですから、65戸の空き室があるということになりますけれども、私どもとしましては、空き室の状況を調査した中で、修繕費がかさむものにつきましては、修繕をしないでそのまま管理すると。それから、修繕費用が100万円以下の空き室につきましては、修繕をしながら年2回の募集を行っているところでございますけれども、財源の確保も難しい状況の中で、予算の範囲内で修繕を行って募集をさせていただいているところでございます。

それから、民間アパートにおいて退去がなされて空き室になった場合に直ちに募集するということにつきましては、私どもも十分承知しているわけでございますけれども、公営住宅の場合につきましては、事務手続き上の関係で、修繕して空き室になった場合については、次点になる方々を定めておきまして、

直ちに入居していただくというところの手続きは踏まえておりますけれども、手続きにかなり時間がかかりますので、年2回ということで住宅管理を行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（上田順康君）1番 中上君。

○1番（中上良隆君）抽選されて、そのときに補欠は今まで決めてあるわけですか。だから、それで素早く対応すればできるんじゃないですか。ただ、財政的な中で修繕費とかいろいろかさむのは私もわかっています。その中で、この105戸のうち40戸がそういう形の中ですって、あと残りの65戸、その中で何人か居座るって失礼ですけど、入居されていて、つぶすにつぶせないという物件もあるわけですか。もしそういう形であれば、その方をほかのところに移っていただいて、古い住宅をできるだけ早く改修していくという努力もしていただきたいんですけども。

○議長（上田順康君）建設部長。

○建設部長（坂本信良君）先ほど説明が漏れておりましたんですけども、全体的な契約戸数については105戸という中で、政策空き家、それは40戸ございます。それから、現地を調査した中で、かなり修繕費用がかさむというのが43軒ございまして、修繕可能が19戸、それから災害用として3戸確保をしております。したがって、募集できる住宅戸数につきましては19戸ということになるわけでございますけれども、今、議員おただしの全体的に例えば4戸1の住宅であれば1戸だけ入っておって、3戸空き家の場合はその建物の1戸の入居者をほかへ転居させて、住宅を取り壊していくというお話かと思っておりますけれども、その辺につきましては、市の全体的な住宅の管理サイドを洗い直しまして、司法的に可能であれば、そういうことも今後、検討を加えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（上田順康君）1番 中上君。

○1番（中上良隆君）それでは、同じ住宅のことで、2番目の項目のほうで質問させていただきます。

家賃の滞納なんですけども、これの滞納の最高滞納金額と何カ月の滞納が一番多かったんですか。そして、その金額と滞納月数をお聞かせください。

○議長（上田順康君）建設部長。

○建設部長（坂本信良君）ただ今ご質問の内容にそぐわない部分もあるかとは思いますが、滞納状況のご説明を申し上げますと、3カ月未満につきましては滞納という形にはなりませんけれども、それ以上の現在の滞納状況でございますけれども、12カ月未満の滞納者が36件、それから24カ月未満が38件、それから24カ月以上が73件ということになっております。それと金額的に申しますと、10万円以下が83件、それから10万円から50万円までが71件、それから50万円から100万円までが25件、100万円以上が13件というような滞納状況でございます。

○議長（上田順康君）1番 中上君。

○1番（中上良隆君）そしたら、もう5番と一緒に質問させていただきます。この明け渡し請求なんですけども、今の報告を聞いておりますと、本当に長期も長期、大変なあれですね。金額もですし。そして、この明け渡し処置に関する要綱なんですけど、ここにあるんですけども、これでは3カ月以上になった場合、滞納家賃の3月目の納期限後40日以内に催告書を送付する。そして、またその後で、保証人に対しても滞納家賃の納付催告書の通知を行うと。この中でずっとあるんですけど、今聞いたら12カ月とか24カ月、その中で明け渡しの請求というのは、長期って、どこまでが長期になるのか、それをはっきり明確にしておかんと、催告書だけで、逆に言うたら連

帯保証人もとりながら連帯保証人すら滞納に対して理解も何もないということが、保証人をとる意味がないですね。本当に市営住宅に関してはもう少し真剣に取り組んでいただきたいと思います。そういう形の中で、もし老朽化したら市営住宅をつぶして、もし建てることで予算的、財政的な問題が生じて、いろいろな形の中で財政を圧迫するのであれば、民間のアパートと契約するなりして、補助金で今までみたいに住宅を抱えることによって経費が増えるんじゃないかと、審査した方に対しては、例えば1万円やとかの補助をすることのほうが行政としてもっといいんじゃないですかね。また、住宅に入りたい方でも、これだけの空き家がありながら抽選なり抽選に漏れるのかということも不信感も抱いてますし、本当に市営住宅に関しての管理条例もすべて見直していただいてほしいと思います。だから、これはもう今後の要望にしておきますんで、答えてくれといっても答えられない現状であろうかと思えます。明け渡しの条項に関しても、不正入居とか空入居というのは、わかりますわな。ただし、家賃の滞納に対しての明け渡し請求が明確にされていないので、担当としても痛しかゆしだと思えます。市長、どないですか、これに対して。

○議長（上田順康君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）お答え申し上げますが、市営住宅の入居等の問題、あるいは家賃の滞納整理の問題、本当に行財政の厳しい真ただ中でございますし、やはり私といたしましても、これは大きなメスを入れて取り組んでいかなければならないなと思っておるわけでございますが、それぞれ担当の住宅課であるとか、あるいは収納課とか、人件費の削減が焦点になっておるんですよね。そういう中で、督促も書かんなんわ、具体的

に言いますと、手間がかかり過ぎるんですよ、市営住宅には。私は、将来、橋本市の市営住宅は売却するという、そういうことじゃなくして、一つの方向を近くしっかりと決めてまいりたいと思うわけでございます。これに要する人件費、付加価値というか、そういうことから考えますと、非常に問題があるようにも思えますので、今はご質問の多くのことについては、できるだけ早く集約しまして、そしてまた中上議員に報告、議会へもまた報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（上田順康君）1番 中上君。

○1番（中上良隆君）できるだけ早く対処していただくようお願い申し上げますし、またこの市営住宅につきましては、私以外にあと2名の議員が質問すると思っておりますので、この程度にとどめておきます。

続きまして、介護予防についてなんですけれども、橋本さわやか長寿プラン21計画の文言の中で、生き生きと活動的な生活を送れる85歳となられるようにと、85歳と明記されているんですけれども、この85歳というのはどういう基準で明記されているんですかね。

○議長（上田順康君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）一般に高齢者福祉については、65歳から基本的に介護予防に積極的に取り組んで、老人の定義も65歳からになっております。そこから健康で地域で生き生きとした生活が最低20年その地域で送っていただく、そういう観点から一応の目安として20年後の85歳を設定しております。

○議長（上田順康君）1番 中上君。

○1番（中上良隆君）私が見たら、この85歳と明記されたら、85歳で終わりかなと。そういうことですので、これは文章のことですので、私もとやかく言いません。高齢化社会に向けては、必ずしも介護が必要な人が増えるとは限らないですよ。だから、このアンケ

ートの中でもあるんですけれども、寝たきりになるとか運動不足が気になるということで、本当に高齢者が多い現実の中でなんですけども、本市が和歌山県の介護予防モデル自治体の指定を受けている以上は、徹底して市民の啓発を行っていただきたいと思っております。9月の市報にも1面で掲載されておりますし、そういうことではあれなんですけども、私も見させていただいてあれなんですけども、これからは介護予防の事業に本当に重点的に取り組んでいただいて、これがひいては医療費の抑制につながると思っております。そういうことでお願いしておきます。

それで、市長にお願いが一つあるんです。市長、今度、中国の泰安に行かれるんですね。中国では、公園なんですけれども、日本やったら公園といったら遊具ばかりでしょう。中国の公園といったら健康器具を設置してあって、簡単な踏んだりとかをしたりして、中国の太極拳が終わってからそれを利用したりとか、散歩の途中でしたりとか、この健康器具、高齢者だけでなく若い子も利用されておるんです。それで市長、今度、大安に行ったときに、市長はジョギングというか、毎朝歩かれますね。中国へ行っても多分歩かれると思います。ぜひ足を伸ばしていただいて中国の大安の公園を見ていただいて、大安にはあるかないか私はわからないですけれども、私の行ったところでは大安以外ではあったんですけどね。これが本当の介護予防につながる。また、大層な器具と違うんですよ。本当に簡単な器具で、ウォーキングをして、朝に夕に利用されている方がいますんで、公園といったら日本はすぐ遊具の設置とかありますんで、そうやなしにそういうこともちょっと目を向けていただいて、また帰ってきて報告いただきたいと思っております。そういうことで介護予防につきましては医療費の抑制につなが

るように努力していただくようお願い申し上げます。

最後に原田小峰台線の件でございますけども、本当に財政厳しい中で、私が意を得た質問ではないと思っております。しかし、田園地帯と山間部を縦貫している道路で、設置基準に適合していないとのことですが、そして、何であれだけ広い歩道が要るわけですか。これも最近、朝だけのウオークじゃなし、夜も歩かれる方もいてるし、そしてまた、この事業費なんですけど、30億円もかけたときに、何で2.7kmもある広い歩道をあのまま、私たち議会の目が行き届かんところもあったと思うんですけども、できてからでは遅いんです。また、これに関してはいろいろと問題もあると思います。今、電柱を立ててからそこへつけていったらええんですけど、それを待っていたら、今、変な事件・事故が多発しておりますので、事件・事故が起こらないように願って、道路照明の増設及び植栽柵の設置を1日も早くしていただくようお願いして一般質問を終わります。

○議長(上田順康君) これをもって、1番 中上君の一般質問は終わりました。